

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

2020年10月に発効に必要な50ヶ国が批准し、2021年1月22日核兵器禁止条約が発効しました。核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、製造、生産、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用するとの威嚇を禁止する包括的な条約です。また被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国の国民の願いに応えるものとなっています。

しかし唯一の戦争被爆国である日本はこの条約に一貫として背を向けています。憲法9条によって戦力と交戦権を持たない我が国はアメリカの庇護のもと核抑止力による核の傘政策を進めています。日本政府は近隣国との間の緊張を理由にこの条約に反対の声さえもあげています。しかし2022年ウクライナ侵攻においてロシアは核兵器の使用をほのめかし、あらためて核の脅威を認識しました。核兵器は威嚇にも使用され、その存在がある限り私達は这个世界で平和と安寧な生活を享受できないことを再認識しました。

2024年日本原水爆被害者団体協議会はこれまでの長い実績と苦労がたたえられてノーベル平和賞を受賞しました。世界は核兵器廃絶を希望し、次の段階としての日本政府の行動に注目しています。今9カ国あるとされる核保有国が一斉に核兵器を廃止することは非情に困難な道のりだと思います。そこには強い主導権や指導力を持つ国や国際組織が必要になります。唯一の戦争被爆国であり、憲法9条をもつ日本こそがその事業を成し遂げる権利と責務をもっています。

日本政府は本条約に真摯に向き合い立場を明確にして、世界の真の平和の実現のために行動することを訴えます。

核兵器廃絶平和都市宣言している上野原市から日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月25日

山梨県上野原市議会

提出先

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長